

定期保険

(無解約返戻金型)

復活約款

定期保険 (無解約返戻金型)



「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「医療保障保険契約内容登録制度」「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から 5 年間（被保険者が 15 歳未満の保険契約等については、「契約日等から 5 年間」と「契約日等から被保険者が 15 歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、SBI 生命保険株式会社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様コンタクトセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/liaj-shared.html>) をご確認ください。

「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生

命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受け判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、SBI 生命保険株式会社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様コンタクトセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の加盟会社をご参照ください。

※「医療保障保険契約内容登録制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/liaj-shared.html>）をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、

全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、SBI 生命保険株式会社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細についてはお客様コンタクトセンターにお問合わせください。

■相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後 5 年を経過したご契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から 5 年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法。

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.sbi.life.co.jp/corporate/compliance/liaj-shared.html>) をご確認ください。

以上

目 次

約款

定期保険（無解約返戻金型）普通保険約款	P2
---------------------------	----

特約

災害割増特約	P22
傷害特約	P34
リビング・ニース特約	P49
年金払特約	P55
指定代理請求特約	P60
保険料口座振替特約	P64
クレジットカード扱特約	P66
団体扱特約	P68
特別団体扱特約	P70
集団扱特約	P72

定期保険 (無解約返戻金型) 普通保険約款

必ずご一読のうえ、
大切なご契約内容を十分ご確認ください。

目 次

この保険の趣旨

1. 保険金の支払

- 第1条（保険金の支払）
- 第2条（保険金の削減支払）
- 第3条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）
- 第4条（保険金の支払方法の選択）

2. 保険料の払込免除

- 第5条（保険料の払込免除）

3. 保険金および保険料の払込免除の請求

- 第6条（保険金の請求）
- 第7条（保険料の払込免除の請求）

4. 保険金の支払の時期および場所

- 第8条（保険金の支払の時期および場所）

5. 責任開始期

- 第9条（責任開始期）

6. 保険料の払込

- 第10条（保険料の払込）
- 第11条（保険料の払込方法〈経路〉）
- 第12条（保険料の前納および一括払）

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第13条（猶予期間および保険契約の失効）
- 第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

8. 保険契約の復活

- 第15条（保険契約の復活）

9. 保険契約の更新

- 第16条（保険契約の更新）

10. 詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効

- 第17条（詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効）

11. 告知義務および告知義務違反による解除

- 第18条（告知義務）
- 第19条（告知義務違反による解除）
- 第20条（保険契約を解除できない場合）

12. 重大事由による解除

- 第21条（重大事由による解除）

13. 解約および返戻金

- 第22条（解約）
- 第23条（返戻金）
- 第24条（保険金受取人による保険契約の存続）

14. 保険契約内容の変更

- 第25条（保険料の払込方法〈回数〉の変更）
- 第26条（保険期間の変更）
- 第27条（保険金額の増額）
- 第28条（保険金額の減額）
- 第29条（他の個人保険への加入の取扱）

15. 保険契約者および死亡保険金の受取人

- 第30条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）
- 第31条（遺言による死亡保険金受取人の変更）
- 第32条（保険契約者の変更）
- 第33条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）
- 第34条（保険契約者の住所の変更）

16. 被保険者の業務、転居および旅行

- 第35条（被保険者の業務、転居および旅行）

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

- 第36条（契約年齢の計算）
- 第37条（契約年齢または性別の誤りの処理）

18. 契約者配当

- 第38条（契約者配当）

19. （削除）

- 第39条（削除）

20. 時効

- 第40条（時効）

21. 管轄裁判所

- 第41条（管轄裁判所）

22. 平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則

- 第42条（平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則）

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる高度障害状態

別表4 対象となる身体障害の状態

定期保険（無解約返戻金型）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡したとき、または所定の高度障害状態になったときに保険金の支払を保障するものです。また、この保険の解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保障を継続することを支援するものです。

1. 保険金の支払

第1条（保険金の支払）

1. この保険契約の死亡保険金および高度障害保険金（以下「保険金」といいます。）は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
(1) 死亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、保険金額の増額の取扱が行われた後の増額分については、最後の増額の際の責任開始期。以下同じ。）からその日を含めて3年以内の自殺 ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ③戦争その他の変乱
(2) 高 度 障 害 保 険 金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	保 険 金 額	被 保 険 者	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表3）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争その他の変乱

2. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は死亡保険金を支払いません。
3. 死亡保険金を支払った場合には、その支払請求後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は高度障害保険金を支払いません。
4. 死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
6. 次の各号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は責任準備金（第4項に該当する場合には支払われない保険金部分の責任準備金）を支払います。この場合の受取人は、保険契約者とします。
 - (1) 責任開始期からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。

8. 被保険者が高度障害状態（別表3）に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では高度障害保険金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、高度障害保険金を支払います。

第2条（保険金の削減支払）

戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前条の規定にかかわらず、会社は死亡保険金または高度障害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第3条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

第4条（保険金の支払方法の選択）

1. 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金の一時支払に代えて、保険金の全部または一部についてすえ置支払を選択することができます。
2. 前項のすえ置支払は、一定のすえ置期間（保険期間または10年のいずれか短い期間を限度とします。）中、会社の定めるところにより、保険金に利息を付けて積み立てておき、すえ置期間満了の時その元利金を支払います。また、その元利金は、請求があればすえ置期間中でも支払います。

2. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

1. 保険料の払込免除は次のとおりです。

	保険料の払込を免除する場合 (以下「払込の免除事由」といいます。)	払込を免除する 保険料	払込の免除事由に該当しても 保険料の払込を免除しない場合
保 険 料 の 払 込 免 除	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料の払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。	払込の免除事由が生じた日の後に第10条（保険料の払込）に定める払込期月の到来する保険料（ただし、第10条（保険料の払込）第4項に規定する保険料は払い込むことを要します。）	被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥地震、噴火または津波 ⑦戦争その他の変乱

2. 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害の状態（別表4）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は保険料の払込を免除します。
3. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に裏書きします。
4. 保険料の払込が免除された場合には、以後払込期月ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
5. 保険料の払込免除に際しては、第8条（保険金の支払の時期および場所）を準用します。
6. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

3. 保険金および保険料の払込免除の請求

第6条（保険金の請求）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第7条（保険料の払込免除の請求）

1. 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険契約者は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険料の払込免除を請求してください。

4. 保険金の支払の時期および場所

第8条（保険金の支払の時期および場所）

1. 保険金は、必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生（その他この約款所定の状態の発生を含みます。）の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡、高度障害状態（別表3）または身体障害の状態（別表4）に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 70日
 - (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 70日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 100日
 - (4) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号また

は第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 70日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 100日

(6) 前項第1号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 100日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
5. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、保険金を請求した者に、該当した条項番号および保険金を支払うべき期限を通知します。

5. 責任開始期

第9条（責任開始期）

1. 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
2. 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。

6. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料の払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間（この期間を「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社はその払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金受取人）に払い戻します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は第1項の保険料を払い込んでください。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）第2項の規定を準用します。

第11条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じて払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約、特別団体取扱契約、集団取扱契約または特別集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）

- (4) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項各号のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法を変更することができます。
4. 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が、会社の取扱範囲をこえたとき、または会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。ただし、半年払契約および月払契約にあっては、保険料を前納する場合には、保険料の払込方法（回数）を年払に変更することを要します。
2. 保険料を前納する場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 前納する保険料については、会社所定の率で割引きます。
 - (2) 保険料の前納金に対しては、会社所定の利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の前納金は、第10条（保険料の払込）第1項第2号に規定する年単位の契約応当日ごとに年払保険料の払込に充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に、保険料の前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、その受取人に支払います。
3. 月払契約にあっては、保険契約者は、当月分を含めて12カ月分以内の保険料を一括して払い込むことができます。
4. 前項の規定により保険料を一括して払い込む場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険料を3カ月分以上一括して払い込む場合には、会社所定の割引率で割引きます。
 - (2) 第2項第4号の規定は、保険料一括払の場合に準用します。

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を保険金から差し引きます。
2. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は保険料の払込を免除しません。

8. 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て保険契約を復活することができます。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した日までに延滞した保険料とこれに対する会社所定の利率で計算した利息の合計額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第9条（責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第9条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 保険契約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。

9. 保険契約の更新

第16条（保険契約の更新）

1. この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了の日の1か月前までに保険契約を継続しない旨を会社に通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) 契約日から更新後の保険契約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) 保険期間が歳満了の保険契約のとき
 - (4) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、保険契約は会社の定めるところにより短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新された保険契約の保険料は、更新日（保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢により計算します。ただし、保険料建てによる保険契約が更新された場合は、更新日における被保険者の年齢により更新後の保険契約の保険金額を計算します。
4. 更新された保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第10条（保険料の払込）、第13条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）の規定を準用します。
5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
6. 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
7. 更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険金額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの保険契約の保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
8. 本条の規定によりこの保険契約が更新されたときは、第1条（保険金の支払）第1項(2)、第5条（保険料の払込免除）、第19条（告知義務違反による解除）および第20条（保険契約を解除できない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。
9. この保険契約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知し、新たな保険証券を発行せずに旧保険証券と保険契約更新通知書をもって新保険証券に代えます。
10. 第1項第4号の規定によりこの保険契約が更新されないときは、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

10. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

第17条（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により保険契約を締結、復活または保険金額の増額をしたときは、会社は、保険契約（保険金額の増額が行われたときは増額分をいいます。）を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または保険金額を増額したときは、保険契約（保険金額の増額が行われたときは増額分をいいます。）は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

11. 告知義務および告知義務違反による解除

第18条（告知義務）

保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が前条の告知の際に、故意もしくは重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

第20条（保険契約を解除できない場合）

会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が責任開始の日または最後の復活日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日または最後の復活日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

12. 重大事由による解除

第21条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、

この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金は支払いません。もし、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は第1項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた払込の免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金の受取人に通知します。

13. 解約および返戻金

第22条（解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第23条（返戻金）

この保険には解約返戻金はありません。

第24条（保険金受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、債権者等といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が保険期間満了後であり、かつ、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了時に解約の効力が生じるものとみなします。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間（解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が保険期間満了後であり、かつ、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了までの期間）が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に支払います。

14. 保険契約内容の変更

第25条（保険料の払込方法〈回数〉の変更）

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、年払、半年払または月払の保険料の払込方法を相互に変更することができます。
2. 保険契約者は、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第26条（保険期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定めるところにより保険期間を延長することができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定めるところにより計算した金額を受領し、将来の保険料を改めます。

4. 本条の変更は会社が承諾した時から効力を生じます。
5. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。
6. 変更後の保険期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

第27条（保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の保険金額の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 保険契約者は前項の請求の際に、会社所定の金額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 本条の保険金額の増額が行われた場合には、将来の保険料を改めます。
5. 第9条（責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第9条（責任開始期）第2項の「契約日」は「保険金額の増額日」と読み替えます。
6. 本条の保険金額の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
7. 次の場合には、会社は本条の保険金額の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の保険金額が会社所定の限度をこえるとき
 - (2) 契約日または最後の復活日もしくは保険金額の増額日からその日を含めて2年未満のとき

第28条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の保険金額の減額を取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の保険金額の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 保険金額の減額分は解約されたものとして取り扱い、将来の保険料を改めます。この場合、保険金額の減額分に対応する解約返戻金はありません。
4. 本条の保険金額の減額は、減額の請求日以降に到来する契約応当日をもって行います。
5. 本条の保険金額の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第29条（他の個人保険への加入の取扱）

2年以上継続して被保険者であった者は、保険期間満了または解約の日から1か月以内であれば、会社の定めるところにより、医師の診査および書面による告知を省略して、他の個人保険契約に加入することができます。この場合の死亡保険金額は、この保険契約の死亡保険金額を限度とします。

15. 保険契約者および死亡保険金の受取人

第30条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
5. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者またはその承継人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
7. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第31条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第32条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第33条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明である場合には、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

第34条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所あてに発した通知は保険契約者に到達したものとみなします。

16. 被保険者の業務、転居および旅行

第35条（被保険者の業務、転居および旅行）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は保険契約を解除せず、また特別保険料の請求をしないで保険契約上の責任を負います。

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第36条（契約年齢の計算）

被保険者の契約年齢は、契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第37条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日、更新日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前項以外のときは、会社の定める方法により訂正処理します。
3. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定めるところにより処理します。

18. 契約者配当

第38条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

19.（削除）

第39条（削除）

20. 時効

第40条（時効）

保険金、責任準備金の支払の請求または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

21. 管轄裁判所

第41条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。）の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則

第42条（平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則）

平成20年4月1日以前に締結されたこの主契約が更新されたときは、次に定めるとおり取り扱います。ただし、指定代理請求特約が付加されている場合は除きます。

- (1) 第6条（保険金の請求）を次のとおり読み替えます。

「第6条（保険金の請求）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求してください。
3. 高度障害保険金の受取人である被保険者が高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した次の者（以下「高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別の事情の存在する書類を提出して、会社の承諾を得て、高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として高度障害保険金の請求をすることができます。
 - (1) この保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項第2条第2項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
 - (2) 前号に該当するものがない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている死亡保険金受取人
4. 前項第2号に定める高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前項に定める高度障害保険金の請求を行うには、高度障害保険金の指定代理請求人全員が同時に請求を行うことが条件となります。
5. 前2項の規定により、会社が高度障害保険金を高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人に支払った場合には、その後高度障害保険金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
6. 第3項の規定にかかわらず、被保険者が、高度障害保険金の指定代理請求人の故意により高度障害状態（別表3）になった場合には、第3項の規定による請求をすることはできません。
7. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類」

別表 1 請求書類

1-1. 保険金の支払および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略もしくは正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

1-2. 保険金の支払および保険料の払込免除の請求書類

平成20年4月1日以前に締結されたこの保険契約が更新された場合。ただし、指定代理請求特約が付加されている場合は除きます。

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	高度障害保険金の 指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証

(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。

2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	契約内容の変更 (1) 保険料の払込方法〈回数〉の変更 (2) 保険期間の変更 (3) 保険金額の増額・減額 (4) 他の個人保険への加入の取扱	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証 (6) 生命保険契約申込書
4	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略もしくは正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考【別表3、別表4】**1. 眼の障害（視力障害）**

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$1/4 (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



災害割増特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡し、または高度障害状態になったときに所定の給付を行うものです。

第1条（災害保険金の支払）

1. この特約の災害死亡保険金および災害高度障害保険金（以下「災害保険金」といいます。）は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
(1) 災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約または復旧もしくは災害保険金額の増額が行われた場合の特約の増額分については、最後の復活、復旧または災害保険金額の増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②この特約の責任開始期以後に発病した別表4に定める感染症を直接の原因として死亡したとき	災害死亡保険金額	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱
(2) 災害高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表3）になったとき この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。 ②この特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表4）を直接の原因として高度障害状態（別表3）になったとき この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症（別表4）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときも同様とします。	災害高度障害保険金額	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱

2. 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は災害死亡保険金を支払いません。
3. 災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は災害高度障害保険金を支払いません。
4. 災害死亡保険金が支払われた場合、会社は第15条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを災害死亡保険金受取人に払い戻します。

5. 災害死亡保険金受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は災害死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または災害死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は災害死亡保険金を災害死亡保険金受取人に支払います。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。
8. 被保険者が高度障害状態（別表3）に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では災害高度障害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（その回復の見込がないことが明らかになった日は不慮の事故（別表2）からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、災害高度障害保険金を支払います。
9. 災害高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時からこの特約は消滅したものとします。この場合、会社は第15条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを災害高度障害保険金の受取人に払い戻します。

第2条（災害保険金の削減支払）

次のいずれかにより災害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少なくと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は災害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条（特約の保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。
3. この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第4条（災害保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 災害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または災害保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 災害保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して災害保険金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による災害保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第5条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで、承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時

4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第6条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定める方法によります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日には解約されたものとします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に、災害保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき災害保険金額から未払込の保険料を差し引きます。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。また、この特約の未経過保険料があるときは、その金額を主契約の未経過保険料の金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 災害保険金額を減額したとき

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第11条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき

- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
- (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
- (4) 更新前の主契約に特別条件特約が付加されているとき
- (5) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
- (6) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
7. 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、更新時ににおいて会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（災害保険金の支払）、第3条（特約の保険料の払込免除）、第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）および第12条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
10. 第1項第6号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第4号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
11. この特約の保険料の払込方法が一時払の場合は主約款の年払契約の猶予期間の規定を準用します。
12. 第15条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約に基づき計算します。

第12条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活または災害保険金額の増額の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

第14条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この際、第15条（特約の返戻金）に定める解約返戻金または未経過保険料があるときは、請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第15条（特約の返戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合で、この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第16条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款の解約返戻金に関する規定を準用してこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
 - (1) 主契約の契約日が平成22年4月1日以降の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
 - (2) 主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 年払契約または半年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおりに計算します。ただし、主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、この特約の未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約および一時払には未経過保険料はありません。
 - (1) 年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の保険料払込月数}}{\text{年}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の経過月数}}{\text{年}} \right) \right)}{12}$$
 - (2) 半年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の半年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の保険料払込月数}}{\text{年}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の経過月数}}{\text{年}} \right) \right)}{6}$$
4. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
5. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。

第16条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。
5. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、前条第3項に定める未経過保険料があるときは、保険契約者

に払い戻します。

第17条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の災害保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は、会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を開始し、この日をこの特約の増額日とします。
4. 本条の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
5. 次の場合には、会社は本条の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の災害保険金額が会社所定の限度をこえるとき
 - (2) この特約を付加した日または最後の更新日、復活日もしくは増額日からその日を含めて2年未満のとき

第18条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の災害保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の災害保険金額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害保険金額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第19条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第21条（削除）

第22条（管轄裁判所）

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金のみ）
2	高度障害保険金 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金のみ）
3	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
5	疾病入院給付金 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
6	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	保険料払込方法〈回数〉の変更	(1) 会社所定の請求書
4	保険期間または 保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5	給付金日額および 保険金額の増額・減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考【別表3】

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の

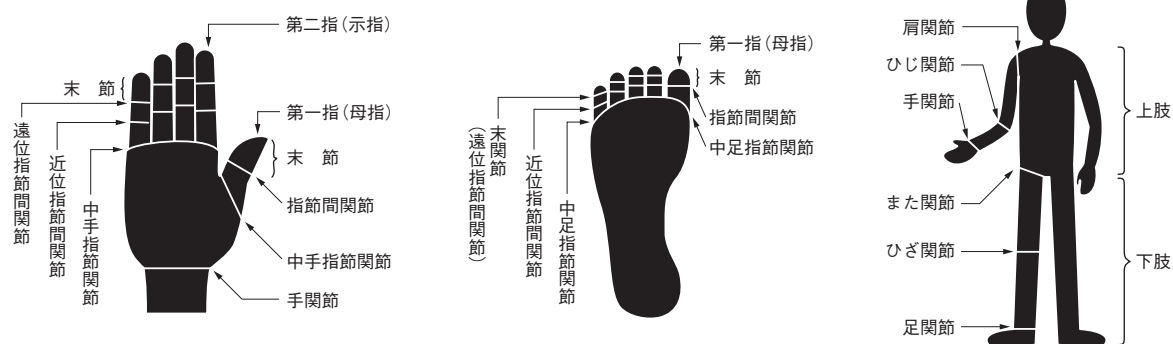
いずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

傷害特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故により死亡し、または身体障害の状態になったときに所定の給付を行うものです。

第1条（保険金および給付金の支払）

1. この特約の災害死亡保険金および障害給付金（以下「保険金および給付金」といいます。）は次のとおりです。

保険金 および 給付金 の種類	保険金および給付金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	保険金および給付金を支払わない場合 （以下「免責事由」といいます。）
(1) 災 害 死 亡 保 険 金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約または復旧もしくは災害保険金額の増額が行われた場合の特約の増額分については、最後の復活、復旧または災害保険金額の増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②この特約の責任開始期以後に発病した別表10に定める感染症を直接の原因として死亡したとき	災 害 保 険 金 額	主たる 保険契約 （以下「主 契約」とい います。） の死亡保 険金受取 人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②災害死亡保険金については、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱
(2) 障 害 給 付 金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害状態（別表9）に該当したとき	災害保険 金額 × 別表9に 定める給 付割合	被 保 険 者	

2. 災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について次のいずれかに該当する事実があるときは、災害死亡保険金額にその該当する給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害死亡保険金額から差し引きます。

- (1) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の事故による障害給付金の請求を受け、支払うこととした障害給付金をまだ支払っていないとき
3. 災害死亡保険金受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は災害死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
 4. 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は障害給付金を支払いません。
 5. 災害死亡保険金が支払われた場合、会社は第16条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを災害死亡保険金受取人に払い戻します。
 6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または災害死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は災害死亡保険金を災害死亡保険金受取人に支払います。
 7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を障害給付金の受取人とします。
 8. 被保険者が身体障害の状態（別表9）に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（その回復の見込がないことが明らかになった日は不慮の事故（別表2）からその日を含めて180日以

内であることを要します。)には、障害給付金を支払います。

第2条（保険金および給付金の削減支払）

次のいずれかにより保険金または給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は保険金または給付金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条（障害給付金の支払限度）

この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

第4条（特約の保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。
3. この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第5条（保険金および給付金の請求、支払の時期および場所）

1. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険金または給付金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金または給付金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による保険金または給付金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第6条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第7条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定める方法によります。

- (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了するときまでに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日には解約されたものとします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に、保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき保険金額または給付金額から未払込の保険料を差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間が満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。また、この特約の未経過保険料があるときは、その金額を主契約の未経過保険料の金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 災害保険金額を減額したとき

第11条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第12条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (4) 更新前の主契約に特別条件特約が付加されているとき
 - (5) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
 - (6) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第

- 2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
 4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
 5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
 6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 7. 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
 8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（保険金および給付金の支払）、第3条（障害給付金の支払限度）、第4条（特約の保険料の払込免除）、第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）および第13条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
 9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
 10. 第1項第6号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第4号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
 11. この特約の保険料の払込方法が一時払の場合は主約款の年払契約の猶予期間の規定を準用します。
 12. 第16条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約に基づき計算します。

第13条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活または災害保険金額の増額の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の保険金もしくは給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第14条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。

第15条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この際、第16条（特約の返戻金）に定める解約返戻金または未経過保険料があるときは、請求することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第16条（特約の返戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合で、この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第17条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款の解約返戻金に関する規定を準用してこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
 - (1) 主契約の契約日が平成22年4月1日以降の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
 - (2) 主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 年払契約または半年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおりに計算します。ただし、主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、この特約の未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約および一時払には未経過保険料はありません。
 - (1) 年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{12}$$
 - (2) 半年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の半年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{6}$$
4. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
5. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。

第17条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。
5. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、前条第3項に定める未経過保険料があるときは、保険契約者に払い戻します。

第18条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の災害保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を開始し、この日をこの特約の増額日とします。

4. 本条の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
5. 次の場合には、会社は本条の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の災害保険金額が会社所定の限度をこえるとき
 - (2) この特約を付加した日または最後の更新日、復活日もしくは増額日からその日を含めて2年未満のとき

第19条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の災害保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の災害保険金額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害保険金額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第20条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第22条（削除）

第23条（管轄裁判所）

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金のみ）
2	高度障害保険金 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金のみ）
3	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
5	疾病入院給付金 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
6	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	保険料払込方法〈回数〉の変更	(1) 会社所定の請求書
4	保険期間または保険料 払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5	給付金日額および 保険金額の増額・減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表5 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表9の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表 9 障害給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

等級	身体障害	給付割合
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
(1) 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位（別表5）に生じた2種目以上の身体障害の状態については、その給付割合は、そのうち最も上位の種目の属する等級の給付割合とします。 (2) すでに上記に該当する身体障害のあった身体の同一部位（別表5）に生じた身体障害については、その給付割合は、すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。		

備考【別表9】

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難でその都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$1/4(a+2b+c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上の

ものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表10 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

リビング・ニース特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合、死亡保険金額の一部または全部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約保険金の支払）

1. 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める金額を限度として、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金額の一部または全部を被保険者に支払います。ただし、本条の保険金額の請求は主契約の保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。
2. 主契約の保険金額の全部が支払われた場合、本条の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、本条の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
3. 本条の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、本条の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本条の保険金を支払いません。
4. 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、本条の保険金を支払いません。
5. 本条の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により、請求日から6カ月間の請求保険金に対応する利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金合計額を差し引いて支払います。
6. 主契約の保険金額の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は本条の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約返戻金があってもこれを支払いません。なお、疾病入院特約、災害入院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間の満了を準用します。また、主契約の保険金額の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとしします。
7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、本条第1項の規定にかかわらず、本条の保険金の受取人を、保険契約者としします。

第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 被保険者は、必要書類（別表1）を提出して、前条第1項の保険金を請求して下さい。
2. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第3条（特約保険金を支払わない場合）

次のいずれかの事由によって被保険者が第1条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

- (1) 主契約の責任開始期から1年以内における被保険者の自殺行為
- (2) 保険契約者または被保険者の故意
- (3) 戦争その他の変乱

第4条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。
4. 第2項の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第5条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第6条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第8条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第10条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第11条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき

第12条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第13条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に定期保険特約（逓増型）が付加されている場合の特則）

1. 定期保険特約（逓増型）が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に定期保険特約（逓増型）の特約死亡保険金額を合算した額としします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約（逓増型）の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとしします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。

4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。
5. 定期保険特約（逡増型）の場合、本条第2項の保険金額の減額は、減額された保険金額に対応した特約基本保険金額を減額したものととして取り扱います。

第17条（定期保険に付加された場合の特則）

この特約が定期保険に付加された場合には、第1条第1項中「保険期間満了時の12カ月以上前」とあるのは「保険期間満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）時の12カ月以上前」と読み替えます。

第18条（主契約に定期保険特約が付加されている場合の特則）

1. 定期保険特約が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）に定期保険特約の特約死亡保険金額を合算した額とします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。
4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。

第19条（逡増定期保険に付加された場合の特則）

この特約が逡増定期保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものととして取り扱います。

第20条（収入保障保険に付加された場合の特則）

この特約が収入保障保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡時保障換算額に対応する基準年金月額を減額したものととして取り扱います。

第21条（定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合の特則）

この特約が定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合には、第1条第1項中「保険期間満了時の12カ月以上前」とあるのは「保険期間満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）時の12カ月以上前」と読み替えます。

第22条（新逡増定期保険に付加された場合の特則）

この特約が新逡増定期保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものととして取り扱います。

第23条（平成20年4月1日以前に締結された特約の取り扱いに関する特則）

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が主契約とともに更新されたときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第7項を次のとおり読み替えます。
「7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、本条第1項および第2条第2項の規定にかかわらず、本条の保険金の受取人を、保険契約者とします。」
- (2) 第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）を次のとおり読み替えます。
「第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）
1. 被保険者は、必要書類（別表1）を提出して、前条第1項の保険金を請求して下さい。」

2. 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または本条第4項の規定により変更指定した次の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類および特別の事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約による保険金の受取人の代理人として前条第1項の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約による保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
 3. 前項の規定により、会社がこの特約による保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約による保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 4. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。このとき、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を提出して下さい。
 - (2) 本項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社に書面で通知してからでなければ、会社に対抗できません。
 5. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。
- 」
- (3) 第3条（特約保険金を支払わない場合）第2号を次のとおり読み替えます。

「(2) 保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」

別表1 請求書類

1-1. リビング・ニーズ特約による保険金等の請求書類

	項 目	請 求 書 類
1	リビング・ニーズ特約による 保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

1-2. リビング・ニーズ特約による保険金等の請求書類

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が主契約とともに更新された場合。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

	項 目	請 求 書 類
1	リビング・ニーズ特約による 保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
4	指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

年金払特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを内容とするものです。

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主契約締結の際および主契約継続中は保険契約者の申出により、死亡保険金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人の申出により締結します。
2. 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、保険証券に裏書します。
3. 同一の保険金等について受取人が二人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

第2条（年金基金の設定）

1. この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金は、その設定時において会社の定める金額以上であることを要します。
3. 年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

第3条（年金受取人）

1. この特約の年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人としてします。
2. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金の設定時に、その年金基金に関わる保険契約者の権利義務のすべてを承継するものとします。

第4条（年金の種類）

1. この特約の年金の種類は、次のとおりとします。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - (ア) 保証期間中およびその後の年金受取人の生存期間中、年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合には、保証期間経過後の年金は、年金基金設定の際、会社の定める範囲内で法人が指定した者の生存期間中、支払うものとします。
 - (イ) 保証期間は、会社所定の範囲内から保険契約者（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは保険金等の受取人。以下本条において同じとします。）が指定した期間とします。
 - (2) 確定年金
 - (ア) 年金支払期間中、年金を支払います。
 - (イ) 年金支払期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。

第5条（年金支払日）

1. 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、年金基金設定日の翌年の応当日とします。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日とします。

第6条（年金額の計算）

1. 年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。
2. 第2回以後の年金額は、第1回の年金額と同一とします。

第7条（年金の分割支払）

1. 保険金等の支払事由発生前に保険契約者からまたは年金基金設定日以後に年金受取人から請求があったときは、会社の定める範囲で、会社は、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には、本条の年金の分割支払を取り扱いません。
2. 前項の場合、保証期間付終身年金において年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が

保証期間経過後に死亡した場合に、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に支払います。この場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）

1. 年金受取人は、年金支払日が到来したときは、遅滞なく年金を請求してください。
2. 年金は、必要書類（別表1）が会社に到達した日または年金支払日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。なお、第3項または第4項に該当する場合で、必要書類（別表1）が年金支払日より前に会社に到達したときは、年金支払日に書類が会社に到達したものとみなして、第3項または第4項を適用します。
3. 年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、次の各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。
 - (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者を含みます。以下本条において同じとします。）の生存、死亡に該当する事実の有無
 - (2) この特約約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、保険金受取人もしくは年金受取人の特約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する特約締結時から年金請求時までににおける事実
4. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第2項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 70日
 - (2) 前項に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 70日
 - (3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 100日
 - (4) 前項に定める事項についての日本国外における調査 100日
 - (5) 前項に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 100日
5. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
6. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、年金を請求した者に、該当した条項番号、および、年金を支払うべき期限を通知します。

第9条（年金の一括支払）

1. 年金受取人は、年金の種類および請求の時期に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払を請求することができます。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
請求時における年金基金の価額
 - (イ) 保証期間中
残存保証期間に対応する未払年金の現価。この場合、一括支払を行ったときでも保証期間経過後の年金はそのまま存続します。
 - (2) 確定年金

- (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
請求時における年金基金の価額
 - (イ) 年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 年金基金の価額を支払ったときまたは確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
 3. 第1項の場合、年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、前条第2項ないし第6項の規定を準用します。

第10条（年金受取人の死亡）

1. 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、その死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
死亡時における年金基金の価額
 - (イ) 保証期間中
残存保証期間に対応する未払年金の現価
 - (2) 確定年金
 - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
死亡時における年金基金の価額
 - (イ) 年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 前項の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
3. 第1項の場合、年金受取人の死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）第2項ないし第6項の規定を準用します。

第11条（会社への通知による年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社に対する通知により、その権利義務のすべてを他の者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金額を更正します。
2. 年金受取人が本条の年金受取人の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更をしたときは、年金証書に裏書します。

第12条（遺言による年金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に死亡した場合に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
2. 前項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第13条（年金受取人の相続人の代表者）

1. 年金受取人が死亡した場合に、年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は他の相続人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が相続人の1人に対してした行為は、他の相続人に対しても効力を生じます。

第14条（年金の種類等の変更）

1. 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。

2. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。
3. 前2項の場合、保険契約者または年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の年金の種類等の変更をしたときは、保険証券または年金証書に裏書します。

第15条（特約の解約）

保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。

第16条（特約の消滅）

主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第17条（年齢の計算）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第18条（年齢または性別の誤りの処理）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢または性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法で処理します。

第19条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第20条（特約の更新）

主契約が普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

第21条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 年金受取人がこの特約の年金を詐取する目的または他人に年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 年金の受取人が、次のいずれかに該当した場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 年金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金は支払いません。もし、この場合に、すでに年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条による解除は、年金受取人に対する通知により行います。ただし、正当な事由により年金受取人に通知で

きない場合には、会社は保険契約者または被保険者に通知します。

4. 本条の規定によりこの特約が解除された場合に、年金支払日が到来していない年金があるときは第9条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払額を年金受取人に支払い、この特約は消滅します。なお、第7条（年金の分割支払）に定める年金の未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第23条（利率変動型積立保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を利率変動型積立保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に付加されている特約が、特約保険料の払込免除事由に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。
- (2) 主契約に付加されている定期保険特約（利率変動型積立保険用）が高度障害状態に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	年金基金の設定	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される保険金等の請求書類 (ただし、保険金等の支払請求書は除きます。)
2	年金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
3	年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
4	年金受取人の死亡	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の除籍の記載のある戸籍謄本 (3) 年金受取人の死亡時の相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
5	年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
6	年金の種類等の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の責任準備金を含みます。以下同じ。）のうち、次に定めるものとします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定）

この特約を付加した場合、保険契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号に定める範囲で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定はなかったものとみなします。

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 前②に該当する者がいない場合は、被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) (1)に該当する者がいない場合には、次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限りま
す。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号④にかかげる以外の者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他前①および②にかかげる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）

1. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次のいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
 - (2) 傷病名（会社が定めるものに限ります。）の告知を受けていないこと
 - (3) その他前2号に準じた状態であること
2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、第3条（指定代理請求人の指定）に定める範囲の者であることを要します。
3. 前2項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、第1項の事情を示す書類および次の書類を提出してください。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 被保険者の住民票

- (4) 会社所定の診断書
 - (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
 - (6) 指定代理請求人が前項第1号のいずれかに該当するときは、指定代理請求人の戸籍謄本
 - (7) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し
 - (8) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
4. 前3項により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 5. 第1項にかかわらず、故意に保険金等の支払理由（保険料の払込免除の理由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1号もしくは第3号に定める状態（ただし、第3号については、第1号に準じた状況に限ります。）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
 6. 会社は、第3項の提出書類の一部の省略を認めまたは第3項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

1. 保険契約者は、次の書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 保険契約者の印鑑証明書
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または指定の撤回について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

第7条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、次の書類を会社に提出してください。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 保険契約者の印鑑証明書
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第9条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第11条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第12条（主約款および本特約以外の特約の代理請求に関する規定の不適用）

主約款または主契約に付加されている特約の適用に際しては、所定の者が高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ保険金または特定疾病保険金（同様の給付を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人の代理人としてこれらの保険金を請求できる旨の規定は適用しません。

第13条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第14条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の特則）

保険契約者および死亡保険金等（給付の名称の如何を問いません。以下本条においても同じ。）の受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）がいずれも同一法人に変更される場合は、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第15条（主契約が更新される場合の特則）

1. この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の1カ月前までにこの特約を継続しない旨通知しない限り、この特約は主契約に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱いに準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更され継続するものとします。

第16条（主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合の特則）

主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合においても、本特約については、主契約および本特約以外の特約の規定に関わらず、有効に継続するものとします。

第17条（年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

1. 年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）（以下、「年金払特約等」といいます。）による年金を特約の対象となる保険金等とするときは、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金払特約等による年金の年金基金設定後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、年金払特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により年金払特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
2. 前項第1号の規定により年金払特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、年金払特約等による年金とします。ただしこの特約が年金基金に付加されている場合で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一の場合に限りです。」
 - (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）において「保険金等の受取人」および「被保険者」とあ

るのを「年金受取人」へ、「保険金等」を「年金」へ、それぞれ読み替えます。

- (3) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）および第8条（特約の解約）において「保険契約者」とあるのを「年金受取人」へ、「保険証券」とあるのを「年金証書」へ、それぞれ読み替えます。

- (4) 第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

「第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 年金基金の価額の支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
- (2) 確定年金における年金の一括支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
- (3) 年金受取人の死亡により、当該年金受取人の権利が消滅したとき」

保険料口座振替特約

※主約款が、定期保険（無解約返戻金型）の場合、第10条、11条、12条、13条、14条については適用されることのない条文であることから、記載を省略しております。

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

第3条（責任開始および契約日の特則）

この特約を主たる保険契約に付加した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。
- (2) この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合は、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- (3) 前2号の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前2号に規定する契約日を基準として計算します。ただし、前2号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- (4) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- (5) 第1号の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、前条第1号の規定は適用しません。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社に払い込んでください。

第5条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法〈経路〉を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法〈経路〉を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第7条（特約の消滅）

1. 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険契約が失効したとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき
2. 前項第2号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後保険契約が失効後1年以内に復活されたときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。

第8条（解約返戻金等の支払方法）

会社は、保険契約者から反対の申出がない限り、解約返戻金、過払保険料等保険契約者に返戻または支払うべき金額がある場合には、その金額を指定口座に振り込みます。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（記載省略）

第11条（記載省略）

第12条（記載省略）

第13条（記載省略）

第14条（記載省略）

クレジットカード扱特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）による払込の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、この特約に定める取扱を行います。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（保険料の払込）

1. 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
2. 前項の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日（がん保険または終身がん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
3. 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次の各号すべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（契約日の特則）

この特約を主たる保険契約締結の際に付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- (2) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（他の保険料払込方法（経路）への変更）

保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該カード会社に申し出て、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

第5条（保険料率）

この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第6条（特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料払込方法〈経路〉に変更したとき
- (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
- (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
- (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき

2. 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料払込方法〈経路〉への変更を行ってください。

第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

1. 団体扱特約（以下「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で保険契約者の数が20名以上である場合に、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
2. 次の場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で被保険者が20名以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者を合算（同一人の場合には、1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2以上あるときは、1事業所に前項の保険契約者が20名以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して20名以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体扱保険料率とします。

第5条（保険料払込方法〈回数〉）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 月払保険契約において保険契約が失効したとき
- (4) 団体に所属する保険契約者または被保険者の数が、第1条に規定する定数未満になった場合に、6カ月を経過してなおそれを補充できなかったとき

第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）

1. この特約が消滅した保険契約は普通保険料率の保険契約となります。
2. 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号によってこの特約が消滅した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を特別団体扱契約に変更します。

第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (3) 第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- (4) 第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (5) 第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (6) 第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）第1項の規定は適用しません。

特別団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体の所属員または組合、連合会、同業団体等の構成員を保険契約者とする保険契約の保険契約者または被保険者の数が10名以上いる場合または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、保険契約者の申出によって、特別団体扱特約（以下「この特約」といいます。）を適用します。

第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間はその日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第5条（保険料払込方法〈回数〉）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 特別団体取扱契約が解約されたとき

第8条（特約の解約）

保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6カ月（団体の保険契約が月払保険契約のときは3カ月）を経過してなお補充できないときは、会社は、直ちにこの特約を将来に向かって解約することができます。

第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、

主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。

- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (3) 第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- (4) 第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (5) 第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。

SBI生命のお客様コンタクトセンター



0120-272-811

受付時間 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

※携帯電話・公衆電話からでもご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

募集代理店

引受保険会社

SBI生命保険 株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー